江戸川区ワーク・ライフバランス向上支援助成金　Ｑ＆Ａ

Q1　本助成事業の申請にあたってはどのような要件が必要ですか。

Ａ1　本助成の申請にあたっては、以下の全ての要件を満たすことが必要です。

(1)区内に本社を有する中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者であること。

(2)前年度の法人住民税及び法人事業税(個人にあっては住民税及び個人事業税)を滞納していないこと。

(3)江戸川区内に本社（個人事業者にあっては住所及び主たる事業所）を有すること。

(4)企業向け福利厚生事業の加入に係る事業の場合、常時使用している従業員が５名以上であること。

(5)対象の事業について、東京都等から補助金・助成金等の支援を受けていないこと。

【補足】

中小企業の定義について

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人
卸　売　業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人
小　売　業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人

Q2　個人事業者でも申請できますか。

Ａ2　個人事業者でも申請は可能です。その場合は、開業届の写し、又は直近の確定申告書の写し(事業所の所在地がわかるもので、かつ、税務署の受付印のあるもの。電子申告を利用した場合は、税務署の受付印に代えて、税務署から送信された受付結果(受信通知)を出力したものを添付すること。)が必要です。なお、本助成の申請要件は前述のとおりです。

Q3　常時使用する従業員とは正規雇用者のことですか。

Ａ3　本助成事業の申請要件の一つである「常時使用している従業員」とは、期間を定めずに雇用し、社会保険に加入している従業員とさせていただきます。したがって、パートやアルバイトの方でも対象になる場合があります。

Q4　何回でも申請できますか。

A4　①「企業向け福利厚生事業に加入する事業」
　　同一年度内での申請は１回までとし、原則連続する３回（３年間）までご利用いただくことが可能です。
　　②「就業規則の作成又は変更に係る事業」
　　１回に限り申請が可能です。

[redacted]

Q5　本助成事業では、どのような経費が助成対象となりますか。

A5　①「企業向け福利厚生事業に加入する事業」
　　企業向け福利厚生事業※に加入する経費が対象となります。
　　※東京商工会議所が運営する「ＣＬＵＢ　ＣＣＩ」等
　　②「就業規則の作成又は変更に係る事業」
　　ワーク・ライフバランス向上に資する内容を含む就業規則の作成又は変更に要した社会保険労務士への作成委託に係る費用が対象となります。

Q6　既に企業向け福利厚生事業に加入していますが、助成の対象になりますか。

A6　年度内の加入分は対象になります。
　　（詳細については、別紙「助成金申請手続きの流れ」をご覧ください。）

Q7　既に就業規則を作成済みですが、過去にかかった経費も助成の対象になりますか。

A7　年度内に所管の労働基準監督署に受理されたものが対象になります。
　　（詳細については、別紙「助成金申請手続きの流れ」をご覧ください。）

[redacted]

Q7　領収書に代え、銀行振込明細を提出することは可能ですか。

A7　銀行振込明細でも、振込金額、振込先、振込先の口座番号、振込日等が確認でき、客観的に見て対象経費が確実に支払われたことがわかるものであれば、領収書に代え、銀行振込明細をご提出いただくことは可能です。

Q8　インターネットバンクを利用した場合、提出書類はどうすれば良いですか。

A8　振込金額、振込先、振込先の口座番号、振込日等が確認でき、客観的に見て、対象経費が確実に支払われたことがわかるような、振込明細等の画面をプリントアウトしたもの等を提出ください。